

○羽島市男女共同参画懇話会設置要綱

平成14年3月5日

告示第19号

改正 平成25年4月1日告示第75号

平成26年2月26日告示第27号

令和4年7月12日告示第181号

(設置)

第1条 羽島市における男女共同参画プランの提言と推進に資するため、羽島市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの提言に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の懇話会は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長とする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことが

できる。

(報償金)

第8条 委員が会議に出席したときは、1回当たり6,000円の報償金を支払う。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市民協働部市民協働課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(羽島市男女共同参画推進懇話会設置要綱の廃止)

2 羽島市男女共同参画推進懇話会設置要綱(平成11年羽島市告示第33号)は、廃止する。

附 則(平成25年4月1日告示第75号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月26日告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月12日告示第181号)

この告示は、令和4年7月12日から施行する。